

異体字の眩埜

いたいじのこうや

才二夜 「絳」字攷

安岡孝一

- 1938年9月29日
国語協会が、名のつけ方委員会を発足
- 1940年12月15日
国語協会が「標準名づけ讀本」を発表
- 1946年11月16日
内閣が「当用漢字表」1850字を告示
- 1948年1月1日
戸籍法改正、子供の名づけに使える漢字が「当用漢字表」1850字に制限
- 1949年4月28日
内閣が「当用漢字字体表」1850字を告示
- 1949年6月29日
法務省が、子供の名づけに「当用漢字表」と「当用漢字字体表」の両方を認める通達
- 1951年3月30日
衆議院が、戸籍法第50条の改正を可決
- 1951年5月14日
国語審議会が「人名漢字に関する建議」を発表
- 1951年5月25日
内閣が「人名用漢字別表」92字を告示
- 1957年2月22日
琉球政府が「人名用漢字表」92字を公示
- 1972年5月15日
沖縄が本土復帰



二、會員の増加をはかる必要がある。

國語運動の勢力と會員數とは正比例する訳であるから、あらゆる方法をつくして會員を増加させる事が必要である。

現在日本の人口はさうつばに言つて一億と言われている。

一億の人達を動かして行こうと思つては少くとも、會員が十万人なくてはならない。十万人位の會員が出来れば、國語協會が力強い背景を得て、活潑に豊富に活躍する事が出来る様になるはずである。

三、國語改善は日常使われるごく普通の言語から先に実行して行くことが必要である。「國語運動」誌上に、文法的な学問的な問題を示してこれを論しても一般人は、さうはり關心を持つ事が出来ない。そして、せつかく我々の愛すべき日本語の事について話し合つて居るにも拘らず、人々は、自分に関係のない事を話して居るものと考へて國語運動を相手にしなくなふ恐れが十分にある。で、わかりやすい、直接日常生活に關係のある國語の問題から先にとつて國語運動の材料にすべきだと思う。

會に對する希望

會員の一員として、會の發展を熱心に祈つて居る一人ですが、これは二三無遠慮な希望を述べて見たいと思います。

一、會員マークの制定

會員互の連絡をはかる爲に、會の組織を強化するために、

會員マーク(バッヂ風のものを)作つて、お互の服装につける事にはどうでしょうか。

二、現在発行して居る「國語運動」の他に啓蒙的な一般人指導の機関雑誌を発行していただきたい様な気が致します。

一般の人々に對しては、その新しい機関雑誌で指導して行き、専門家、指導的な立場の人達は「國語運動」とその新聞雑誌と両方を讀んで行く。人々はどちらか(自分に適する)の雑誌を讀んで居れば國語運動に關する精神も内容も十分に理解出来る。さうゆう風にしていただきたいものと思つたのです。

結 語

國力が目に見えて發展して行く現在、國語だけが發展せず、に昔の傳統のまゝに取り残される事は、我々國語に關する者にとつて耐えられない事である。この状態を見て、いつも気が焦つてならない者である。

この國語協會がもつと廣く、もつと実力をもつて活躍出来る様、力をあわせて應援しようではないか。

國語運動懇談會で

○

加 茂 正 一

一、國語協會の事業として國語問題相談部を設けること

二、雑誌を商品化すること

三、國語協會のクラブとしての機能を発揮するため、現在基礎日本語調査のために使つて居る部屋に適當の設備をして開放すること

○

宮 田 幸 一

私は國語協會が命名問題について委員を設けて調査しその結果を廣く社會に訴えられることを提案する。漢字の制限整理の問題を最も困難にするのは固有名詞である。地名については別に考へることとし、人名の中、姓は変へることが困難だが、名は名づけの際自由に定めることができるし、今付いている名も長くは五十年であるから、將來の名づけについて適當な案を立てたい。私も名として適當なやさしい、美しい字五百位を選んでみたことがある。その解決には立派的な手段もあるだろうが、まず協會の調査の結果とその趣旨を力説したパンフレットを作つて、社會の各方面に宣傳し、子供の名づけについて世間の注意を求めたいと思う。

○

大 西 雅 雄

國語運動についてはまず學問的に十分な調査研究が必要である。徒らに運動を目的としては駄目である、學者の調査研

究をまつて、その意見の定まつたものを実行に移すべきである。但し實際的な問題で何人にも異論のないようなことは、すぐ実行にうつしてもよい。例えば人名に難しい文字を使わないようにしようとの提案の如きはそれである。しかし、基礎日本語の調査、仮名使改定、漢字体の整理などの一般的な學理に關係する問題については、協會はもつと慎重であることを望む。

○

朝 倉 希 一

私は國語協會が飽くまでも実行力であることを望む。我々はわが國語國字の現状はこのまゝではいけない、何とかしたいとゆう熱望をもつて集つて居るものである。國語學者の意見の一致など待つべきでない。よいと思つたことは各自がどんく実行すべきである。途中で何分の後戻りがあつてもかまわないではないか。

○

興 水 實

國語協會は上からおさえた形の會のような気がする。余りえらい方と老人の方が多い。もつと一般の若手から自發的に盛り上つた會にしくはなくては將來の發展が望めない。

國語學者の權威を認めて、多數の學者を總動員し、協會に

図 1: 第 1 回国語運動懇談會での宮田幸一の意見(1938 年 7 月 11 日)

[國語運動, 第 2 卷, 第 9 号 (1938 年 9 月), pp.669-676.]

標準名づけ文字五百字一覽表

(数字はページ数を示す)

【ア】愛⁵³ 安⁵³ 【イ】伊⁵³ 爲⁵³ 育⁵³ 一⁵³ 逸⁵³
 胤⁵⁴ 寅⁵⁴ 【ウ】宇⁵⁴ 運⁵⁴ 【エ】永⁵⁴ 映⁵⁴ 英⁵⁴
 榮⁵⁴ 銳⁵⁴ 衛⁵⁵ 亦⁵⁵ 益⁵⁵ 悅⁵⁵ 延⁵⁵ 園⁵⁵ 圓⁵⁵
 艷⁵⁵ 【オ】央⁵⁵ 應⁵⁶ 櫻⁵⁶ 奧⁵⁶ 乙⁵⁶ 音⁵⁶ 溫⁵⁶
 【カ】加⁵⁶ 可⁵⁶ 佳⁵⁶ 花⁵⁷ 夏⁵⁷ 家⁵⁷ 華⁵⁷ 嘉⁵⁷
 歌⁵⁷ 賀⁵⁷ 雅⁵⁷ 介⁵⁷ 海⁵⁸ 外⁵⁸ 亥⁵⁸ 角⁵⁸ 格⁵⁸
 確⁵⁸ 覺⁵⁸ 鶴⁵⁸ 學⁵⁸ 完⁵⁹ 勘⁵⁹ 貫⁵⁹ 幹⁵⁹ 寬⁵⁹
 歡⁵⁹ 鑑⁵⁹ 丸⁵⁹ 岩⁵⁹ 巖⁶⁰ 【キ】己⁶⁰ 季⁶⁰ 紀⁶⁰
 記⁶⁰ 基⁶⁰ 規⁶⁰ 喜⁶⁰ 幾⁶⁰ 貴⁶¹ 毅⁶¹ 輝⁶¹ 龜⁶¹
 磯⁶¹ 宜⁶¹ 義⁶¹ 儀⁶¹ 菊⁶¹ 吉⁶² 久⁶² 弓⁶² 宮⁶²
 匡⁶² 京⁶² 恭⁶² 教⁶² 郷⁶² 玉⁶³ 均⁶³ 欣⁶³ 近⁶³
 金⁶³ 琴⁶³ 錦⁶³ 謹⁶³ 銀⁶³ 【ク】九⁶⁴ 駒⁶⁴ 君⁶⁴
 勳⁶⁴ 蕙⁶⁴ 軍⁶⁴ 【ケ】計⁶⁴ 桂⁶⁴ 啓⁶⁴ 惠⁶⁵ 景⁶⁵

敬⁶⁵ 經⁶⁵ 慶⁶⁵ 繼⁶⁵ 潔⁶⁵ 研⁶⁵ 建⁶⁵ 兼⁶⁶ 健⁶⁶
 堅⁶⁶ 絹⁶⁶ 儉⁶⁶ 賢⁶⁶ 憲⁶⁶ 謙⁶⁶ 權⁶⁶ 顯⁶⁷ 元⁶⁷
 玄⁶⁷ 彦⁶⁷ 源⁶⁷ 嚴⁶⁷ 【コ】古⁶⁷ 虎⁶⁷ 午⁶⁷ 五⁶⁸
 吾⁶⁸ 悟⁶⁸ 護⁶⁸ 公⁶⁸ 功⁶⁸ 弘⁶⁸ 甲⁶⁸ 瓦⁶⁸ 光⁶⁹
 好⁶⁹ 江⁶⁹ 行⁶⁹ 亨⁶⁹ 孝⁶⁹ 宏⁶⁹ 幸⁶⁹ 厚⁶⁹ 恆⁷⁰
 香⁷⁰ 浩⁷⁰ 耕⁷⁰ 貢⁷⁰ 高⁷⁰ 康⁷⁰ 綱⁷⁰ 廣⁷⁰ 興⁷¹
 合⁷¹ 剛⁷¹ 克⁷¹ 國⁷¹ 【サ】左⁷¹ 佐⁷¹ 才⁷¹ 哉⁷¹
 歲⁷² 濟⁷² 作⁷² 策⁷² 三⁷² 山⁷² 杉⁷² 參⁷² 【シ】
 之⁷² 士⁷³ 子⁷³ 巳⁷³ 氏⁷³ 只⁷³ 史⁷³ 司⁷³ 四⁷³
 市⁷³ 糸⁷⁴ 至⁷⁴ 志⁷⁴ 枝⁷⁴ 嗣⁷⁴ 資⁷⁴ 二⁷⁴ 次⁷⁴
 兒⁷⁴ 治⁷⁵ 時⁷⁵ 滋⁷⁵ 爾⁷⁵ 七⁷⁵ 日⁷⁵ 實⁷⁵ 捨⁷⁵
 若⁷⁵ 圭⁷⁶ 守⁷⁶ 種⁷⁶ 壽⁷⁶ 樹⁷⁶ 收⁷⁶ 秀⁷⁶ 周⁷⁶
 秋⁷⁶ 修⁷⁷ 十⁷⁷ 充⁷⁷ 重⁷⁷ 淑⁷⁷ 出⁷⁷ 俊⁷⁷ 春⁷⁷
 純⁷⁷ 淳⁷⁸ 順⁷⁸ 準⁷⁸ 潤⁷⁸ 初⁷⁸ 女⁷⁸ 助⁷⁸ 小⁷⁸
 庄⁷⁸ 尙⁷⁹ 昇⁷⁹ 昌⁷⁹ 松⁷⁹ 唉⁷⁹ 昭⁷⁹ 省⁷⁹ 涉⁷⁹
 將⁷⁹ 祥⁸⁰ 章⁸⁰ 勝⁸⁰ 晶⁸⁰ 象⁸⁰ 照⁸⁰ 彰⁸⁰ 丈⁸⁰

城⁸⁰ 常⁸¹ 讓⁸¹ 織⁸¹ 臣⁸¹ 伸⁸¹ 辰⁸¹ 信⁸¹ 津⁸¹
 晋⁸¹ 眞⁸² 森⁸² 進⁸² 愼⁸² 新⁸² 親⁸² 人⁸² 仁⁸²
 甚⁸² 【ニ】須⁸³ 穗⁸³ 瑞⁸³ 數⁸³ 【セ】世⁸³ 正⁸³
 生⁸³ 成⁸³ 政⁸³ 星⁸⁴ 清⁸⁴ 晴⁸⁴ 盛⁸⁴ 勢⁸⁴ 靖⁸⁴
 精⁸⁴ 誠⁸⁴ 齊⁸⁴ 整⁸⁵ 靜⁸⁵ 石⁸⁵ 雪⁸⁵ 筈⁸⁵ 千⁸⁵
 仙⁸⁵ 宣⁸⁵ 染⁸⁵ 泉⁸⁶ 專⁸⁶ 淺⁸⁶ 全⁸⁶ 善⁸⁶ 【シ】
 素⁸⁶ 早⁸⁶ 壯⁸⁶ 宗⁸⁶ 倉⁸⁷ 莊⁸⁷ 惣⁸⁷ 操⁸⁷ 總⁸⁷
 造⁸⁷ 増⁸⁷ 藏⁸⁷ 則⁸⁷ 村⁸⁸ 孫⁸⁸ 【タ】太⁸⁸ 多⁸⁸
 泰⁸⁸ 退⁸⁸ 大⁸⁸ 代⁸⁸ 卓⁸⁸ 拓⁸⁹ 澤⁸⁹ 達⁸⁹ 男⁸⁹
 【チ】知⁸⁹ 智⁸⁹ 竹⁸⁹ 丑⁸⁹ 中⁸⁹ 仲⁹⁰ 忠⁹⁰ 猪⁹⁰
 町⁹⁰ 長⁹⁰ 鳥⁹⁰ 朝⁹⁰ 暢⁹⁰ 肇⁹⁰ 澄⁹¹ 葛⁹¹ 蝶⁹¹
 鯛⁹¹ 直⁹¹ 鎮⁹¹ 【ツ】通⁹¹ 【テ】定⁹¹ 貞⁹¹ 悌⁹²
 哲⁹² 徹⁹² 鐵⁹² 典⁹² 田⁹² 傳⁹² 【ト】渡⁹² 都⁹²
 登⁹³ 冬⁹³ 東⁹³ 島⁹³ 桃⁹³ 桐⁹³ 透⁹³ 等⁹³ 統⁹³
 稻⁹⁴ 藤⁹⁴ 道⁹⁴ 德⁹⁴ 篤⁹⁴ 敦⁹⁴ 【ナ】奈⁹⁴ 内⁹⁴
 楠⁹⁴ 【ニ】忍⁹⁵ 【ヌ】努⁹⁵ 【ネ】寧⁹⁵ 年⁹⁵ 稔⁹⁵

【ノ】能⁹⁵ 【ハ】波⁹⁵ 梅⁹⁵ 博⁹⁵ 八⁹⁶ 半⁹⁶ 伴⁹⁶
 範⁹⁶ 繁⁹⁶ 【ヒ】比⁹⁶ 美⁹⁶ 彌⁹⁶ 筆⁹⁶ 百⁹⁷ 苗⁹⁷
 品⁹⁷ 濱⁹⁷ 敏⁹⁷ 【フ】不⁹⁷ 夫⁹⁷ 婦⁹⁷ 富⁹⁷ 武⁹⁸
 福⁹⁸ 文⁹⁸ 【ヘ】丙⁹⁸ 平⁹⁸ 兵⁹⁸ 米⁹⁸ 勉⁹⁸ 辨⁹⁸
 【ホ】保⁹⁹ 浦⁹⁹ 輔⁹⁹ 方⁹⁹ 邦⁹⁹ 朋⁹⁹ 法⁹⁹ 芳⁹⁹
 峰⁹⁹ 縫¹⁰⁰ 豐¹⁰⁰ 卯¹⁰⁰ 房¹⁰⁰ 望¹⁰⁰ 牧¹⁰⁰ 睦¹⁰⁰ 【マ】
 馬¹⁰⁰ 麻¹⁰⁰ 末¹⁰¹ 萬¹⁰¹ 滿¹⁰¹ 【ミ】妙¹⁰¹ 民¹⁰¹ 【ム】
 務¹⁰¹ 【メ】明¹⁰¹ 【モ】茂¹⁰¹ 猛¹⁰¹ 門¹⁰² 【ヤ】也¹⁰²
 野¹⁰² 【ユ】唯¹⁰² 又¹⁰² 友¹⁰² 右¹⁰² 由¹⁰² 有¹⁰² 酉¹⁰³
 勇¹⁰³ 祐¹⁰³ 猶¹⁰³ 雄¹⁰³ 裕¹⁰³ 能¹⁰³ 優¹⁰³ 【ヨ】余¹⁰³
 與¹⁰⁴ 洋¹⁰⁴ 要¹⁰⁴ 庸¹⁰⁴ 陽¹⁰⁴ 葉¹⁰⁴ 【リ】頼¹⁰⁴ 樂¹⁰⁴
 蘭¹⁰⁴ 【リ】利¹⁰⁵ 里¹⁰⁵ 理¹⁰⁵ 鯉¹⁰⁵ 力¹⁰⁵ 陸¹⁰⁵ 立¹⁰⁵
 律¹⁰⁵ 柳¹⁰⁵ 留¹⁰⁶ 隆¹⁰⁶ 龍¹⁰⁶ 良¹⁰⁶ 亮¹⁰⁶ 綾¹⁰⁶ 緑¹⁰⁶
 林¹⁰⁶ 倫¹⁰⁶ 【レ】令¹⁰⁷ 鈴¹⁰⁷ 禮¹⁰⁷ 麗¹⁰⁷ 廉¹⁰⁷ 鍊¹⁰⁷
 【ロ】呂¹⁰⁷ 路¹⁰⁷ 露¹⁰⁷ 浪¹⁰⁸ 郎¹⁰⁸ 朗¹⁰⁸ 瀧¹⁰⁸ 六¹⁰⁸
 鹿¹⁰⁸ 【ワ】和¹⁰⁸

図 2: 標準名づけ文字 500 字

[標準名づけ讀本, 婦女界社 (1940 年 12 月 15 日).]

氏名等を平易にする法律試案

帝國憲法改正に伴ふ戸籍法改正に當り、氏名等を平易にするため、左記の趣旨の規定を設けられんことを望む。

一、戸籍法改正法律に左記の趣旨の規定を設けること。

第 條 戸籍の記載及び届書には、常用平易な語を用い、字畫を明瞭にしなければならない。

常用平易な語の範圍は、命令をもつてこれを定める。

前項の範圍外の語を用いた氏名の記載は、管轄官廳の許可を得て、假名又は従前の語の發音を害しない語その他適當な語に変更することができる。但しその語の訓は変更できない。

第 條 氏名を漢字で記載する場合には、假名の訓をつけなければならない。

前項の訓は、漢字の氏名と同一の效力を有する。

二、戸籍法施行令改正勅令中に左記の趣旨の規定を設けること。

第 條 戸籍法第 條の規定により常用平易な語の範圍を左記の通り定める。

一 文部省公表の常用漢字表の文字で表はした語 但し方言、なまり音その他普通の音訓によらないものを除く。

二 片假名又は平假名但し萬葉假名を除く。

三 ローマ字

図 3: 氏名等を平易にする法律試案

[常用漢字に関する主査委員会 (1946 年 10 月 1 日), 国語審議會関係文書, 国立公文書館.]

図 4: 当用漢字表 (官報告示)
[官報, 号外 (1946 年 11 月 16 日), pp.1-2.]

届出人又ハ届出事件ノ本人カ第十条ノ二ニ掲ケタル者ニ非サルトキハ届書ニ其者ノ氏名ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十八条第一項中「戸主、父母、後見人、親族会」を「父母」に改める。

第五十九条中「第五十七条第二項」を「第四十七条第四項、第五十七条第二項」に改める。

第六十六条ノ二 届出人ノ生存中郵送シタル届書ハ其死亡後ト雖モ市町村長之ヲ受理スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届書ノ受理アリタルトキハ届出人ノ死亡ノ時ニ届出アリタルモノト看做ス

第六十九条第二項第二号を次のように改める。

二 嫡出子又ハ嫡出ニ非サル子ノ別

同項第十三号及び第十四号を削る。

第六十九条ノ二 子ノ名ニハ常用平易ナル文字ヲ用ウルコトヲ要ス

常用平易ナル文字ノ範圍ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二条第一項及び第二項を次のように改める。

嫡出子出生ノ届出ハ父之ヲ為シ父カ届出ヲ為スコト能ハサル場合又

ハ民法第八百三十六条ノ二第二項但書ノ場合ニ於テハ母之ヲ為スコ

トヲ要ス

嫡出ニ非サル子ノ出生ノ届出ハ母之ヲ為スコトヲ要ス

同条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰上げる。

第七十五条中「艦長又ハ」を削り、「艦船」を「船舶」に改める。
第八十一条第四号を次のように改める。

四 子カ父ノ氏ヲ称スルトキハ其旨

第八十三条 民法第八百三十六条第二項ノ規定ニ依リ嫡出子タルヘキ者ニ付キ父母カ嫡出子出生ノ届出ヲ為シタルトキハ其届出ハ認知届出ノ効力ヲ有ス

第八十八条第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

養子カ更ニ養子ト為ルトキハ前項ニ掲ケタル事項ノ外前養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十八条ノ二 縁組ニ因リ養子ニ付キ新戸籍ヲ編製スヘキ場合ニ於テ届書ニ新本籍ヲ記載セサルトキハ養親ノ本籍ト同一ノ場所ヲ新本籍ト定メタルモノト看做ス

第九十一条 削除

第九十三条第二項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第九十五条第三号乃至第五号を削る。

第九十八条ノ二 第八十八条第二項及ヒ第九十三条ノ規定ハ離縁取消

ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百条第一項第六号を次のように改める。

六 民法第七百八十八条第一項但書ノ場合ナルトキハ其旨

同項第七号及び第八号を削り、同条第二項を次のように改める。

当事者ノ一方カ養子ナルトキハ前項ニ掲ケタル事項ノ外養親ノ氏名

図 5: 戸籍法改正案 (1947 年 1 月 15 日版)

[戸籍, 第 455 号 (1982 年 9 月), pp.34-58.]

戸籍の記載をすることができないときは、届出義務者に、その追完をさせなければならない。この場合には、前條の規定を準用する。 第四十六條 届出期間が経過した後の届出であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。 第四十七條 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。 前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。 第四十八條 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。但し、受理の証明書を請求する場合に、手数料を納めなければならない。 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。但し、市町村長に対し請求する場合には、手数料を納めなければならない。 第十條第二項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。 第二節 出生 第四十九條 出生の届出は、十四日以内にこれをしなければならない。届書には、左の事項を記載しなければならない。 一 子の男女の別及び届出子又は届出でない子の別 二 出生の年月日時分及び場所 三 父母の氏名及び本籍若し、日本の国籍を有しないときは、その旨 四 その他法令で定める事項 医師、助産婦又はその他の者が出生に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添附しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。 第五十一條 出生の届出は、外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては、出生地でこれをしなければならない。但し、汽車その他の交通機関(船舶を除く。以下同じ)の中で出生があつたときは、母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船舶が最初に入港した地で、これをしなければならない。 第五十二條 届出子出生の届出は、父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は子の出生前に父母が離婚した場合には、母がこれをしなければならない。 届出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。 前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。 第一 同居者 第二 出生に立ち会つた医師、助産婦又はその他の者 第五十三條 届出子否認の訴を提起したときであつても、出生の届出をしなければならない。 第五十四條 民法第七百七十三條の規定によつて裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、母がこれをしなければならない。この場合には、届書に、父が未定である事由を記載しなければならない。 第五十五條 第三條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。 第五十六條 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならない。 前項の手続をした後に、船舶が日本の港に著いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送附しなければならない。 船舶が外國の港に著いたときは、船長は、遅滞なく生出に関する航海日誌の謄本をその國に駐在する日本の大使、公使又は領事に送附し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送附しなければならない。 第五十六條 病院、監獄その他の公設所で出生があつた場合に、父母がともに届出をすることができないときは、公設所の長又は管理人が、届出をしなければならない。 第五十七條 棄兒を発見した者又は棄兒発見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附屬品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査し、これを届書とみなす。 第五十八條 前條第一項に規定する手続をする前に、棄兒が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。 第五十九條 父又は母は、棄兒を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。 第三節 認知 第六十條 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍 二 死亡した子を認知する場合に、死亡の年月日並びにその直系卑屬の氏名、出生の年月日及び本籍 第六十一條 胎内に在る子を認知する場合に、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。 第六十二條 民法第七百八十九條第二項の規定によつて届出子となるべき者について、父母が届出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。 第六十三條 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。 第六十四條 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならない。 第六十五條 認知された胎児が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。 第四節 養子縁組 第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。 第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。 第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第五節 養子離縁 第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第七十一條 民法第八百十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。 第七十二條 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができない。 第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第六節 婚姻 第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 二 その他法令で定める事項	は、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。 第五十九條 父又は母は、棄兒を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。 第三節 認知 第六十條 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍 二 死亡した子を認知する場合に、死亡の年月日並びにその直系卑屬の氏名、出生の年月日及び本籍 第六十一條 胎内に在る子を認知する場合に、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。 第六十二條 民法第七百八十九條第二項の規定によつて届出子となるべき者について、父母が届出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。 第六十三條 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。 第六十四條 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならない。 第六十五條 認知された胎児が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。 第四節 養子縁組 第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。 第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。 第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第五節 養子離縁 第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第七十一條 民法第八百十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。 第七十二條 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができない。 第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第六節 婚姻 第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 二 その他法令で定める事項	は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。 第四節 養子縁組 第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。 第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。 第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第五節 養子離縁 第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第七十一條 民法第八百十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。 第七十二條 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができない。 第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第六節 婚姻 第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 二 その他法令で定める事項	は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。 第四節 養子縁組 第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。 第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。 第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第五節 養子離縁 第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第七十一條 民法第八百十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。 第七十二條 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができない。 第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第六節 婚姻 第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 二 その他法令で定める事項	は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。 第四節 養子縁組 第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。 第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。 第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第五節 養子離縁 第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。 第七十一條 民法第八百十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。 第七十二條 民法第八百十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができない。 第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。 第六節 婚姻 第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。 一 夫婦が称する氏 二 その他法令で定める事項
--	---	--	--	--

図 6: 戸籍法 (1948 年 1 月 1 日改正)

[官報, 号外 (1947 年 12 月 22 日), pp.1-6.]

[官報, 号外 (1947 年 12 月 29 日) 四, pp.1-25.]

○天野國務大臣　先ほど申しました国旗とか国歌とかいうことは、もつぱら小学校の生徒について私は申したことであります。その上のもつと上級の学校については、国家の性質とか、そ

先を急ぎますので、漢字制限の問題について伺いたいと思います。当用漢字を拡張する、裏から申し上げますと制限漢字を緩和するという問題なのであります。これは御承知のように国語を簡易化したいというようなお考え方から、昭和二十一年十一月の内閣告示で公表されて守られて参つたのであります。ところが、爾來非常に矛盾を感じる点が多いのであります。たとえば制限をされておる中に例を申し上げますと、「一銭也」、「也」が制限をされておる。あるいは「悠々自適」の「悠」が制限をされておる。あるいは「尙更」の「尙」が制限をされておる。あるいは「弘」という字も制限漢字、「安」も制限漢字、あるいは「彦左衛門」の「彦」も制限漢字、あるいは「伊藤博文」の「伊」も「藤」も制限漢字、それから「岡崎官房長官」の「岡」も「崎」も制限漢字、あるいは「靖

国神社」の「靖」も制限漢字、あるいは「被害甚大」という「甚」さえも制限漢字なのであります。ところが一方におきましては、あるいは「慰める」の「慰」、あるいは「緯度・経度」の「緯」だとか、「襲う」だとか、あるいは「憤慨」の「慨」だとか、「犠牲」の「犠」であるいは「遊戯」の「戯」だとかいふようなものは、あるいは小学校の生徒にもややむづかしい方ではないか。先ほど制限されたものに比べればむづかしいのではないか、こういうふうな矛盾が感ぜられるのであります。しかもこの字を固有名詞に使えない。名前に使えないために子を持つ親がしばしば当惑されておることは、あるいはお聞き及びのことと思います。また聞くところによりますと、これが大きな悲劇を生んでおる。たとえば簡単な字であるから、こういう漢字が制限されておろうとはゆめにも思わないというところから名前をつけてしまつた。あるいは古式ゆたかな方法でつけたかも知れませんが、これが制限漢字だったのでこれをつづつて、訴訟問題にまで持つて行つておる例もあるそうです。ところがその間に配給がもらえないということでも、実際に人間がいながら配給がもらえないという悲劇になつておるような問題もあるそうです。ありますが、制限漢字を緩和し、当用漢字を拡張する、こういうようなお考えはございませんか、この点を伺いたいのであります。

○天野国務大臣　ただいまおつしやつたことは、私も平生感じておることでございます。ただししかし一般の漢字制限については、これは専門家の研究し

○川端委員　それではこの問題はこの程度にいたしまして、もう一点……。義務教育費の国庫全額負担というような建物から、二十六年度におきましては、予算の制限もありますから、小学校一年生の教科書についてはこれを全額負担したいというふうなお考えであったと思うのでありますが、予算を拜見いたしますと、この半額に相当するようない億三千万円程度のものしか計上を見込まれておられない。こういう点について、これは当初われ／＼が了解しておつたところといささか違うのでありますが、この抜いはどうされようかとされておるのか、お伺いしたいと思っています。

[第 10 回国会衆議院予算委員会議録第 8 号 (1951 年 2 月 6 日).]

部が負担せず、法第三條の規定の趣旨により当該地方公共団体の負担とすることとしたのであります。 本法案は、二月二十二日、議員川本末治君外四名から提案せられ、同日地方行政委員会に付託、三月二十九日に提案者より提案理由の説明があり、若干の質疑応答の後、討論を省略、採決に付しましたところ、満場一致をもって可決と議決せられた次第であります。 右御報告申し上げます。(拍手) ○議長(林義治君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 附 則 この法律は、公布の日から施行する。 〔安部俊吉君登壇〕 ○安部俊吉君 たいま議題となりました戸籍法の一部を改正する法律案について、法務委員会を代表いたしました。現行戸籍法は、第一回会において制定され、民法と同時に施行されたのでありますが、その実施の結果、不都合なところが出て参りました。それは、子供の名につける漢字は常用平易でなければならぬとの規定があり、常用平易の範囲を、国語審議会の定めた常用漢字表の範囲と同じであると認定したことによつて、国民の種々の不便を生じました。たとえば無名、無籍の日本人が生じたり、同名異人が続出した	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	以上で大要の説明を終りました。何とぞこの法案につき諸君の御賛成をお願いする次第であります。 ○議長(林義治君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。 農産物検査法案(河野謙三君外二十名提出) ○議長(林義治君) 農事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、河野謙三君外二十名提出、農産物検査法案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。 ○議長(林義治君) 河野君の動議に御異議ありませんか。 〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。 農産物検査法案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員長千賀康治君。 農産物検査法案 農産物検査法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、農産物について国が検査を行うことによつて、	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。	戸籍法の一部を改正する法律案 戸籍法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の籍外外の文字を用いてある場合には、漢字制限を全面的に撤廃し、子の名には自由な漢字を使つてよいという意見も有力でありましたが、慎重考慮の結果、次の通り法務委員会の提案を得た次第であります。 第五十條に次の一項を加える。 市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範囲外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができ。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。 右提案を簡単に御説明申し上げます。戸籍法第五十條第一項において、常用平易な文字を使わねばならぬの方針は従前と少しも変わりありません。第二項において、漢字は少しも変わりありませんが、委任する命令とは、近く国語審議会によつて制定せらるべき人名漢字表を指定する戸籍法施行規則となるを期待してゐるのであります。第三項においては戸籍吏の注意を認めましたが、同時に文字、言語政策のごとき文化政策を国民の名に強制すべきでないという意味を表わしてゐるのであります。
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

図 9: 戸籍法第 50 条改正 (衆議院, 1951 年 3 月 30 日)
[第 10 回国会衆議院會議録第 28 号, 官報, 号外 (1951 年 3 月 31 日), pp.557-587.]

子供の名前に

使う漢字



宮沢 俊義



カット・久保 守

生まれた子供の名前にむかし漢字を使っていたが、これとわかれて大いにふんがいた人がいる。その事件をきっかけにして、子の名に使う漢字の範囲を法的に制限するとの法令が問題になり、とうとう衆議院は先月の末に、戸籍法改正を通過させ、制限外の漢字を使っても、市町村長はこれに対してたゞその旨を注意することになるだけ、届出人ががんばればそれを受理しなくてはならないことに改めた。つまり子の名にむかひむかしの漢字を使おうと、勝手放題としようとしたのである。

政府の文書はすべて常用漢字と新かなじかにしてあることとしたのは、第一次吉田内閣内閣である。国会はこれに全面的に賛成し、以来法律の文書はこれによってある。新聞もこれを使っている。そして戸籍法は子の名

には『常用平易』な文字を使わなくてはならないと定め、その施行規則が『常用平易』な文字の範囲をカナと常用漢字に限ったのである。

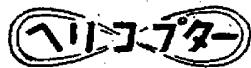
常用漢字の範囲がいまのままでいいかどうかは大きな問題だが、日本語を講義するわす文字として、漢字の数をへらすという考え方は、文化の民主化のために正しいものだと認める。このたびの衆議院の戸籍法改正は、この考え方に裏面からちよう戦する意図をもつものとして、はなはだ注目している。

常用漢字と新かなじかにする法文に使うことを決定し、これを現在も実行しているのは、いったんたれであるか。いうまでもなく、国会である。その国会自身がそういう方針と原理的にムシムシする戸籍法の改正を、きわめて軽々に議決し、国策の根本について朝

令政的変更を加えようとしているのは、遺憾にたえない。そのやり方は、かつてある国粹主義の鉄道大臣が日本の職名の表示を全部右書きから左書きに換えさせたあの英断のやまを思い出させるものがある。

子の名に使う漢字を制限するのは、令政的変更を加えようとしているのは、遺憾にたえない。そのやり方は、かつてある国粹主義の鉄道大臣が日本の職名の表示を全部右書きから左書きに換えさせたあの英断のやまを思い出させるものがある。

人間の睡眠生活を人為的に左右する手段として手取り早いのは薬品の使用である。しかし薬も使い方によっては効かなかったり逆に害毒を生むこともある。現在使われている催眠剤の大部分はバルビツール酸系のものである。催眠作用を持っているが同時に習慣性を生み脱離する難癖を作りあける。一九四九年アメリカ医療協会の発表では、医師による催眠剤が処方されることは毎年減少しているにもかかわらずその生産及び消費は増加している。これはヤミルートによる催眠剤中毒者の使用



催眠剤と覚醒剤

催眠作用を持っているが同時に習慣性を生み脱離する難癖を作りあける。一九四九年アメリカ医療協会の発表では、医師による催眠剤が処方されることは毎年減少している。これはヤミルートによる催眠剤中毒者の使用

図 10: 宮沢俊義 (国語審議会副会長) の反論

[毎日新聞 (東京), 第 26896 号 (1951 年 4 月 19 日), p.2.]

(別紙)

丑	丞	乃	之	也	互	亥
亦	亨	亮	仙	伊	匡	卯
只	吾	呂	哉	嘉	圭	奈
宏	寅	尚	巖	巳	庄	弘
弥	彦	悌	敦	昌	晃	晋
智	暢	朋	杉	桂	桐	楠
橘	欣	欽	毅	浩	淳	熊
爾	猪	玲	琢	瑞	甚	睦
磨	磯	祐	禄	禎	稔	穰
綾	惣	聡	肇	胤	艷	蔦
藤	蘭	虎	蝶	輔	辰	郁
西	錦	鎌	靖	須	馨	駒
鯉	鯛	鶴	鹿	磨	齊	龍
龜						

図 11: 人名用漢字原案 (国語審議会発表)
[人名漢字に関する建議, 国語審議会 (1951 年 5 月 14 日).]

省 令

●厚生省令第二十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第十一條第二項、第十二條第二項第四号及び第二十二條の規定に基き、毒物又は劇物の指定等に関する省令を次のように定める。

昭和二十六年五月二十五日

厚生大臣臨時代理

国務大臣 保利 茂

毒物又は劇物の指定等に関する省令

（飲食物の容器を使用してはならない劇物）

第一條 毒物及び劇物取締法（以下法という。）第十一條第二項に規定する劇物は、別表第一の通りとする。

（取扱及び使用上特に必要な表示事項）

第二條 法第十二條第二項第四号に規定する毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要な表示事項は、左の通りとする。

一 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し又は輸入した毒物又は劇物を販売し、又は授與するときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）二 毒物又は劇物の販売業者が、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売し、又は授與するときは、その氏名及び住所並びに事業管理人の氏名

（毒物劇物営業業者以外の者の取り扱う毒物及び劇物）

第三條 法第十二條に規定する毒物及び劇物は、別表第二の通りとする。

附 則

（施行期日）
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

別表第一

- 一 亜硝酸塩類
- 二 アンリソ及びその化合物
- 三 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 四 アンチモン化合物及びこれを含むもの。但し、金硫黄を除く。
- 五 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇％以下を含有するものを除く。
- 六 カドミウム化合物
- 七 可溶性ウラン化合物及びこれを含むもの
- 八 甘汞及びこれを含有する製剤
- 九 金化合物。但し、雷金を除く。
- 十 銀の無機酸塩類。但し、塩化銀及び雷酸銀を除く。
- 十一 クロム酸類
- 十二 砒素化合物酸塩類
- 十三 砒素、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。但し、修酸として一〇％以下を含有するものを除く。
- 十四 四塩化炭素及びこれを含有する製剤
- 十五 錫塩類
- 十六 硝酸及びその含有物。但し、硝酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 十七 トリジン、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤
- 十八 鉛化合物。但し、鉛炭、硫酸鉛、鉛白及び四エチル鉛を除く。
- 十九 ニコチンとして一〇％以下を含有する製剤
- 二十 ニトロベンゾール
- 二十一 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 二十二 パラフェニレンジアミン、パラトルイレンジアミン、その各

別表第二

- 一 化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤
- 二十三 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。
- 二十四 メタノール
- 二十五 ロテノン及びロテノンを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいづれかを含有する製剤。但し、ロテノン二％以下を含有するものを除く。
- 二十六 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇％以下を含有するものを除く。
- 一 黄燐、硫化燐及びこれらのいづれかを含有する製剤
- 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰素並びにこれらのいづれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード素、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいづれかを含有する製剤を除く。
- 四 セレン化合物及びこれを含有する製剤
- 五 四エチル鉛
- 六 ニコチン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇％以下を含有するものを除く。
- 七 砒素、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤
- 八 弗化水素酸
- 九 モノフルオール酸、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤

劇 物

一 メタノール

●通商産業省令第三十四号
工業技術庁組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。
昭和二十六年五月二十五日

通商産業大臣 横尾 龍

工業技術庁組織規程の一部を改正する省令

工業技術庁組織規程（昭和二十四年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 陶磁器試験所に技術顧問を置く。

二 技術顧問は、第五十六條各号ならびに第五十七條第一号および第二号に規定する業務に關し、特殊な學識経験を必要とする専門事項について陶磁器試験所長の諮問に應ずるものとする。

第八十九條の次に次の一條を加える。

第八十九條の二 工業指導所に技術顧問を置く。

二 技術顧問は、第八十七條第三号ならびに第八十八條および第八十九條の二に規定する業務に關し、特殊な學識経験を必要とする専門事項について工業指導所長の諮問に應ずるものとする。

第九十七條の次に次の一條を加える。

第九十七條の二 燃料研究所に技術顧問を置く。

二 技術顧問は、第九十五條の二に規定する業務に關し、特殊な學識経験を必要とする専門事項について燃料研究所長の諮問に應ずるものとする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法に基き、人事院規則四一〇（人事主任官を置くの機関）の一部を次のように改正する。
昭和二十六年五月二十五日

人事院總裁 浅井 清

第一項中第八号の次に次の一号を加え、第九号を第十号とし、以下順次一号ずつ繰り下げる。

九 特別調達庁（昭和二十六年五月二十五日施行）

同項中末号の次に次の一号を加える。

二十五 経済調査庁（昭和二十六年五月二十五日施行）

告 示

●内閣告示第一号

「当用漢字表」（昭和二十二年内閣告示第三十二号）に掲げる漢字以外に人名に用いてさしつかえない漢字を、次の表のように定める。

昭和二十六年五月二十五日

人名用漢字別表

茂

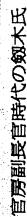
- 丑 丞 乃 之 也 互 亥 亦 亨
- 亮 仙 伊 匡 卯 只 吾 呂 哉
- 嘉 主 奈 宏 寅 尚 嚴 巳 庄
- 弘 弥 彦 錦 敦 昌 晃 晋 智
- 暢 朋 杉 桂 桐 楠 橘 欣 欽
- 毅 浩 淳 熊 爾 猪 玲 琢 瑞
- 甚 睦 磨 磯 柁 祿 慎 稔 穰
- 綾 惣 聰 壁 胤 範 萬 藤 蘭
- 虎 蝶 輔 辰 郁 酉 錦 鎌 靖
- 須 鰐 鰻 鰐 鰻 鰐 鰻 鰐
- 龍 龜

図 12: 人名用漢字別表 (官報告示)

[官報, 第 7310 号 (1951 年 5 月 25 日), p.402.]

•

関光書ギシリーズ



(三) 文 果

(32)

(題字は鋤木亨弘さん)

(田丹品牌·田丹牌)

[西日本新聞, 第 36963 号 (1986 年 5 月 14 日), 朝刊 p.5.]

あるのです。それは、戸籍整備の申告によって、妻の座を獲得することです。」と説明して、大いに聴衆の共感を得た。一日七時間の説明会でも、途中から帰る方もなく、最後までつき合つて下さつた。ある町での説明会の終つた後に、一婦人が私のところへ来て「あなたの話は実に面白い、戸籍の大切なこともよくわかつた。私は、真先に申告をします。ところで、毎日のように講演をして歩いていては、お疲れになるだろう。これは、私が女手で作つた米です。めし上つて体力をつくつて、是非沖縄の戸籍を完成して下さい。」と紙袋に入れた一升ばかりのお米を置き去られた。私の目からは熱い涙がとめどなく流れた。

第五 本籍の表示は沖縄県

一九五三年六月十六日、中部地区戸籍事務研究会が、越来村役所で開催された。私は、この会合に出席して、去る三月法務省に出張して、戸籍の整備について、視察研究したことを報告し、沖縄の戸籍整備の必要性を強調した。中部地区戸籍事務研究会は、発足以来（一九五二・四・一〇）一年以上経過し、研究内容もだんだん充実していた。この席上において、会員の中から「本籍の表示は、どのように書くのか。」と質問がなされた。これに対し、私は一瞬困惑をした。しばらく考えた後に、勇を鼓して、「沖縄県と書きます。」と答えた。その声は、細細としていた。午後五時に研究会が終り、六時から懇親会に移つた。その頃までには、本籍を沖縄県と表示することについて、やつと頭が整理されていたので、挨拶を所望された私は、今度は、元気よく立つて次のように述べた。「本籍の表示は、墨痕鮮やかに、沖縄県と書く。これが、ひいては、沖縄の本土復帰に繋がるのです。また、厝は西厝ではなく、日本厝を使います。」と。全員からわれるような拍手が起つた。ついで、挨拶に立つた会長の山田栄一氏（美里村総務課長）は、「私は、久貝課長の戸籍整備に傾ける情熱に心から敬服している。課長を中心に、われわれの手で、沖縄の戸籍を、必らず整備して見せる。」と熱弁をふるい、「課長は、本籍は、沖縄県とする、というその決断を、いつまでも忘

れないように。」と激励してくれた。

ここで、私は、本籍は、沖縄県とする、ということが、何故、皆さんにあれ程関心があるのか、ということについて、少しく説明をしなければならぬ。

沖縄は、一九五二年四月二八日発効した日本国との平和条約によって、米国に統治され今日に至つてゐる。そして、戦前の「琉球」は、「琉球」という名称に改められ、琉球政府が、一九五二年四月一日に創立されている（その前に、沖縄民政府、沖縄群島政府等の名称の政府もあつた）。また、公文書における年月日の表示も、西暦（一九五二年等）を用い、日本暦（昭和二七年等）は用いられなかつた。地名の表示も、沖縄県〇〇村字〇〇〇番地ではなく、〇〇地区〇区〇班〇〇号とされ、沖縄県という名称を使用することはタブーとされていた。

従つて、戸籍の本籍の表示を、沖縄県とすることは、権利を回復し得た、という心の満足と日本の一県となつて、本土に還つた、という喜びを伴つていたのである。

しかし、私自身にして見れば、このことをどのようにして解決して行くか、という大きな不安がつき纏つていた。というのは、琉球政府が、或る立法を制定する場合には、琉球政府で立法案を作成し、これを琉球列島米国民政府に示して、その了解を取りつけ、立法院へ立法勧告することになつてゐる。立法院で議決された立法案は、行政主席に送付される。行政主席は、もう一度議決された立法案を、民政府に送付して、その承認を求める。承認が得られた場合には、行政主席は、立法案に署名する。署名された場合に、立法案は、初めて立法となる。従つて、立法となるまでには、少なくとも二回は、民政府のチェックがなされる。

その間に、沖縄県という用語が民政府の目に触れた場合、民政府は、立法案を拒否する可能性も十分あつたのである。その点、本籍の表示は、沖縄県とする、という決定はしたものの、いつ、どこで、このことがばれるかわからな

図 14: 沖縄における戸籍再製(久貝良順の回想)

[民事月報, Vol.27, No.7 (1972 年 7 月), pp.13-33.]

(特殊取扱)

才四十二条の二 法才三十条才一項の規定による送達の取扱は、受取人の住所が自局の電報の特別配達区域内(郵便規則(一九五三年規則才一二四号)才七十六条才一項に規定する地域を除く。)にある場合又は港湾等に停泊中の船舶内にある場合において、その受取人にあてて送達される電信為替証書の特使により送達する取扱とする。

2 前項の規定による取扱を受けようとするときは、差出人は、電信為替振出請求書にその旨を記載して請求し、且つ、電信為替証書一枚につき、電報の特使配達料金の例により計算した料金(電報の特別配達区域内外の区別、配達路程、はしけ料又は渡船料がわからない場合には六十円)を納付しなければならない。

3 前項の規定により差出人が納付した料金に不足があるときは、その不足額は受取人から徴収し、受取人がこれを納付しないときは差出人から徴収する。

4 才一項の規定による取扱により電信為替証書を送達する際受取人が不在、移転その他の事由により送達することができなかつた場合における電信為替証書の送達については、前条の規定を準用する。

5 才二項の規定による料金の納付については、差出人及び受取人並びに払渡郵便局が同一で、且つ、同時に

発行された二枚以上の電信為替証書は、一枚の電信為替証書とみなす。

才四十九条才二項中「二十円」を「四十円」に、「四十円」を「八十円」に改める。

附 則

この規則は、一九五七年四月一日から施行する。

告 示

○告示第三十五号

「当用漢字表」(一九五二年告示才六十三号「文書作成規程」才五条)に掲げる漢字以外に人名に用いてさしつかえない漢字を次の表と定める。

一九五七年二月二十二日

行政主席 當間 重剛

人名用漢字表

錦	虎	肇	禎	甚	熊	橘	暢	悌	巖	嘉	匡	玄	丑
鎌	喋	胤	稔	睦	爾	欣	朋	敦	己	圭	卯	亦	丞
靖	輔	艶	穰	磨	猪	欽	杉	昌	庄	奈	只	亨	乃
須	辰	薦	綖	磯	玲	毅	桂	晃	弘	宏	吾	亮	之
馨	郁	藤	惣	祐	琢	浩	桐	晋	弥	寅	呂	仙	也
駒	西	蘭	聰	禄	瑞	淳	楠	智	彦	尚	哉	伊	互

鯉 鰯 鶴 鹿 麕 齊
龍 龜

公 示

○農業研究指導所講習生養成規程(一九五三年告示才十六号)に基き、左記のとおり一九五七年度農村中堅青年養成講習生を募集する。

一九五七年二月十三日

中央農業研究指導所長

下 地 幸 一

一 募集人員 三八名

二 入所資格 琉球管内に本籍を有し左の資格を有する者

(イ) 新制中学卒業又はそれと同等の学力を有し農業に従事している者

(ロ) 年令満十五才以上の者

(ハ) 身体強健、志操堅実な者で講習期間中家事に係累のない者

三 願書提出

入所願(様式才一号)履歴書及び市町村長の推薦書を添え三月十五日までに最寄りの農業研究指導所に必着するよう提出のこと。

四 願書様式

(様式才一号)

入 所 願

このたび農村中堅青年養成講習生として受講したいので別紙履歴書を添えて御願ひ致します。

年 月 日

現住所

氏 名 ④

中央農業研究指導所長あて

五 入所通知

本人あてに通知する

六 その他の事項

イ、講習場所 中央農業研究指導所

ロ、講習期間

自一九五七年四月一日

至一九五七年六月三十日

ハ、宿 泊 全員当所に合宿せしめる。

但し、日用品及び寝具(毛布)は各自持参のこと蚊帳食器は当所で準備する

ニ、給 付 月額千式百円の手当を支給する

往復の旅費は給しない

ホ、修了者には修了証を交付する

海難審判委員会事項

一九五六年沖審才十三号

裁 決 書

機船第三沖水丸沈没事件

一九五七年

二月十八日言渡

沖繩海難審判委員会

書記

川満建富 ④

図 15: 琉球政府の人名用漢字表

[琉球政府公報, 才16号(1957年2月22日), p.2.]